墨田 区議会だより

発行　昭和53年7月20日
発行所　墨田区議会事務局
〒130　墨田区横網一の6-1
電話　626—3151(大代表)

第二回定例会

新しい正副議長決まる

議長　青木政最氏
副議長　瀧澤良仁氏

第二回定例会は、六月二十一日から三十日までの十日間にわたって開会しました。この定例会では、まず五人の議員が区政一般に対する質問を行い、区長から提出された報告一件、議案五件、請願・陳情九件、意見書三件を議決したほか、一年間の任期を満了した常任委員会の委員を選任し、さらに議長、副議長が辞任したことに伴う後任の議長、副議長を選挙しました。

今定例会の初日、六月二十一日には、自民党二人、公明党一人、共産党一人、新自由クラブ一人、計五人の議員が一般質問に立ち、区政運営などについて区長にただし、それぞれ答弁がありました。続いて法律の改正に伴い専決処分した「区税条例の一部改正」の報告があり、全会一致で承認しました。さらに区長から提出された児童育成手当条例の一部改正など五議案を一括して議題とし、助役から提案理由の説明があった後、各所管の委員会に審査を付託しました。

また、区議会あてに出された請願・陳情十件についても、各委員会に審査を付託し、初日の会議を終りました。

六月二十二日から二十九日までは、本会議は休会に入り、その間に四つの常任委員会を開会し、付託した議案や請願・陳情を審査しました。

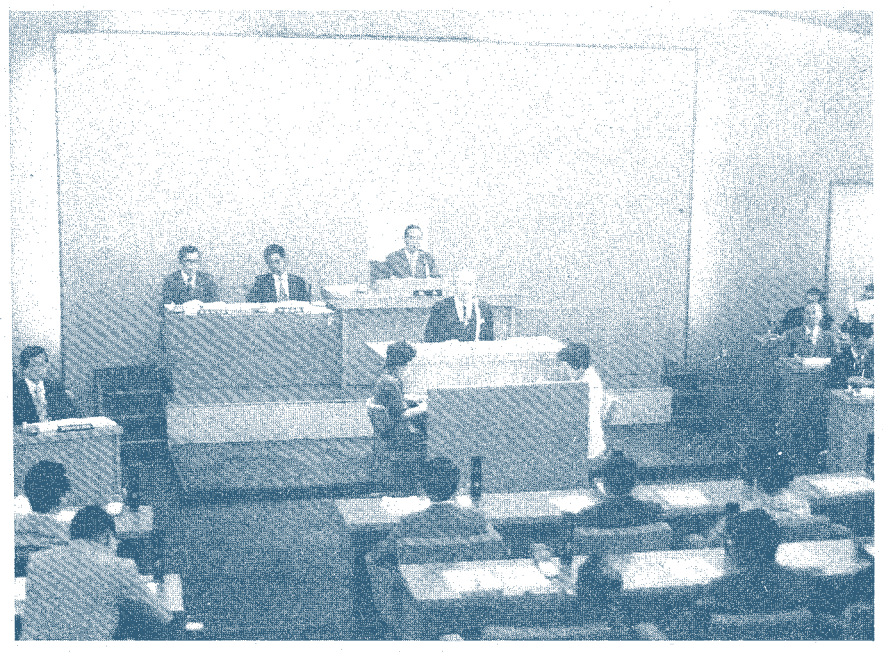

本会議場で就任のあいさつをする新議長

最終日の六月三十日の本会議では、四つの常任委員会で審査した議案、請願・陳情を議題とし、委員会審査報告どおり決定しました。続いて、一年で任期の切れる常任委員会の委員を選任した後、五つの特別委員会の委員のうち、辞任願いのあった委員の辞任を許可し、後任委員の選任を行いました。そこで本会議は休憩に入り、その間に各委員会を開会し、正副委員長を選びました。再開した本会議で正副議長が辞職したため、後任の正副議長選挙を行い、議長に青木政最氏、副議長に瀧澤良仁氏が当選しました。さらに議員選出の監査委員二名が辞職したことに伴う後任委員の選任同意議案を議題とし、全会一致で同意しました。

最後に、「地方財政確立に関する意見書」など三件の意見書を議決して、第二回定例会を閉会しました。

◇

〔議長・副議長とは〕

区議会は、多数の議員の合議機関ですから、それをとりまとめる人が必要です。その役目をするのが議長です。具体的には区議会を円滑に進め、十分な審議ができるよう努めます。そのために、各議員に対して議会運営がスムーズに行われるよう協力を求めたり執行機関に対して会議に出席するよう求めたりすることができます。

また区議会を代表して、区長との連絡や国会、政府、都議会都知事などとの折衝にあたり議会として意見書、要望書などを提出するとともに、住民からの請願・陳情を受けるなどが主な仕事です。副議長は、議長が職務を行えないときに議長の職務を代行します。議長、副議長はともに本会議で選挙により選ばれます。

就任にあたって

墨田区議会議長　青木政最

私は、六月三十日の本会議において議員多数のご推挙により議長という要職に就任いたしました。もとより微力ではありますが、長年の経験をもとに円滑な議会運営と区政発展のため、同僚議員と協力して全力を尽す覚悟であります。

さて、先般発生した宮城県沖地震被災地の惨状をみると大都市における地震災害の恐ろしさは誠に計り知れないものがあります。災害に弱いと指摘されている本区にあっては、防災対策をより一層充実する必要を痛感するとともに、区民の皆様におかれましても常日頃から十分な心構えをお持ちいただきたいと考えております。

今年は、比較的大きな地震が多く不安でもあり、加えて景気の回復も思わしくないなど世相は沈みがちではありますが去る四月には早慶レガッタが行われ、又来る七月二十九日には十七年ぶりに花火大会が復活するなど喜ばしいこともございます。これも、ひとえに区民の皆様の熱意のたまものであると思います。

今後とも良き伝統を継承し若者が夢と希望を持てるとともに、何事にも区民が一体となって協力していただけるような墨田区の実現を目指して議会の立場から努力いたしますので、ご支援ご協力をお願いします。

常任委員会の委員代わる

任期満了に伴い

今定例会の最終日、区議会の四つの常任委員会の委員が交代しました。

これは、常任委員の任期が一年と決められており、六月二十九日でその任期が切れたため、改めて選任したものです。各常任委員の氏名は次のとおりです

◎委員長　○副委員長

総務委員会
◎久保田　薫　○吉田　実雄
瀧澤　良仁　柴田　昌男
村瀬　政幸　沖山　満
槐　勲　島村　福蔵
青山　政雄

区民衛生委員会
◎柴田　来治　○矢野　真治
田中　左内　渡辺　良
武ノ内啓次郎　早川　幸一
寒川　直　吉田武三郎
森下三七人

建設委員会
◎原　正義　○薗田　隆明
初沢　英夫　山本賢太郎
石橋　正夫　湯本　令二
原田　裕　矢口甲子夫
青木　政最

厚生文教委員会
◎桑名梅佐久　○小早川恵子
青木　良平　西　恭三郎
大和久常雄　樋口　丈吉
並木　保雄　山崎　政吾
甚野　緑

特別委員長が一部交代

現在区議会には五つの特別委員会があり、活動をしていますが今定例会で一部委員の辞任に伴い後任委員を選任したため、各特別委員会の正副委員長は、次のようになりました。

◎委員長　○副委員長

区制調査特別委員会
◎西　恭三郎　○槐　勲

交通対策特別委員会
◎山崎　政吾　○甚野　緑

緑化災害対策特別委員会
◎柴田　昌男　○青木　良平

庁舎建設特別委員会
◎吉田武三郎　○村瀬　政幸

校外施設等建設特別委員会
◎島村　福蔵　○原田　裕

議決した意見書

地方財政確立に関する意見書

地方財政の自主性をはかるため、地方交付税制度の改正及び地方財政を圧迫している要因の解消など、地方財政制度の抜本的改正を講じられるよう要望します。

総理、大蔵、自治大臣あて

保育所建設費等国庫補助の改善に関する意見書

保育園を建てれば建てる程、自治体の財政負担が増大し、財政の硬直化を来たす現在の国庫補助基準を見直し、住民の需要に応ずるためにも、保育園建設費などの国の補助基準を実情に合うよう改めることを要望します。

総理、大蔵、厚生大臣あて

国民健康保険財政の健全化に関する意見書

国民健康保険は財政基礎が弱く運営を困難にしています医療保障制度の充実・発展を図るため療養給付費などの国庫負担率の引上げ、事務費の実質全額負担などを実現するよう要望します。

総理、大蔵、厚生大臣あて

一般質問

宮城県沖地震を教訓に 都市生活の死角の再検討を

今定例会では、五人の議員から質問がありましたが、その多くは宮城県沖地震に関連して防災対策に関するものであり、区長は、都市生活の中で見過ごされている水道・ガス・電気などの地震対策を見直し、災害時の老人や幼児の安全対策とともに、区民に地震の危険を身をもって体験してもらうため起震車の活用を図りたいと答弁しました。

墨田区21世紀像と基本構造の関係は

自由民主党

問 区長は、人口の確保・コミュニティ形成の促進・基礎的自治体としての財政の確保を目途として、墨田区の二十一世紀像を作成すべく努力しているが、地方自治法に規定している基本構想との関係はどうか。

答 墨田区の二十一世紀像は、地方自治法にいう基本構想の土台となるものとしたい。基本構想的なものは行政指導型になってしまうので、その前提として住民の未来に対する願望や共通理念を、懇談会の手法により青年層のコンセンサスを得て、夢をまとめあげ区民憲章的なものにしたいと思う。

銅像堀清掃作業所は移転できないか

問 銅像堀近くの住民は、清掃作業所に出入りするバキュームカーのため、交通渋滞や悪臭に悩まされている。これらの車は区外から搬入するものがほとんどであるから、都に働きかけ作業所を移転できないか。

答 近隣の住民にとっては大きな問題だが、現在の都市機能の中でこの種の施設をなくすることは困難であり、直ちに移転させることはできないが改善されるよう都に働きかける。

一時避難所の機能の拡充を

問 災害時の一時避難所として小中学校をあてているが、都市機能が麻ひした時にも対応できるよう、ろ過器・発電機・燃料等を配備する必要があるのではないか。

答 小中学校は応急一時的な避難場所としてきたが、仙台市の災害等を考えると、被災者の生活場所として滞在しなければならないことも考えられるので、これに対応できるよう研究していく。

墨田区をPRする観光課の設置を

公明党

問 本区は隅田川を中心に歴史的名所旧跡が多く、また区長は隅田川を東京のふるさととしてよみがえらせ、新しい文化の源流として現代・未来の若者への贈り物にしたいと述べているが地元の有志と協力して隅田川観光協会のようなものをつくり併せて墨田区を大々的にPRをするため、区に観光課を設置したらどうか。

答 観光問題については、区内にどのような観光資源があるか調査をするよう検討中である。観光課を区に設置するよりも民間に観光協会をつくってもらいたいと思うが、具体化には時間がかかる。

私立幼稚園の経費負担軽減を

問 区立と私立幼稚園の経費に大きな差がある。この父兄負担の格差を是正するため、補助金を増額するか、または、区立幼稚園の増設をすべきでないか。

答 格差是正は補助金によって解決する方向でいく。私立幼稚園の功績も大きく、ただ区立が肩替りすれば良いというものでもない。区立と私立の格差是正には私立に対する補助と公立に対する適正な負担との両面から行いたい。

建築指導要綱には民意の反映を

共産党

問 区では建築指導要綱を作成中であるが、個人の権利と利益あるいは総体の調和と大変難しいことである。紛争を防止するための要綱が紛争のタネになるケースがあるので、要綱に民意が十分に反映するよう考慮して欲しい。また、実施に当っては要綱の主旨が十分に生かされるよう住民も含めた協議機関を設置したらどうか。

答 区民が困惑している以上、何らかの方法で建築紛争の防止と起きたときの解決手段として要綱を作り住民全体のルールとしたい。建築指導要綱は全区民の納得するものでなければ実効は期待できない。

民意を反映するため、区民の代表である議員の方々の考えを尊重していく。協議機関は必要があれば検討する。

墨小特融資額を三百万円に

問 最近の技術革新は、零細企業であっても経営を維持するため、常に設備投資をよぎなくされているので、墨小特の融資限度額を三百万円にできないか。

答 金融機関から借入れられない層を対象としたもので、商工融資制度・生業資金との関係もあり当分は現状でやっていく。

手当支給には信賞必罰を

新自由クラブ

問 財政危機の中で経費削減が叫ばれているが、まだ、職場の中には現状を十分認識していないケースがある。

区長は勤勉手当・超過勤務手当・特殊勤務手当について信賞必罰を明確にして、勤務状況の実態をは握した上で手当を支給したらどうか。

答 各種の手当については地公法により定められ、人事委員会の勧告や承認に基づいて行っており、勤勉手当は制度の主旨により勤務成績が比較的客観的に表われる勤務日数を基準にしている。超過勤務手当の支給額にそう高低がないのは職場において事務の割振を工夫した結果である。特殊勤務手当は時代の流れに沿うよう担当者間で検討しているが、基本的な改正には職員団体との合意が必要である。都から人事権の移行があったときの申し合せや慣例もあるので改めるには時間が必要である。

請願・陳情

今定例会では、区民のみなさんから提出された十件の請願・陳情について、各委員会で慎重に審議し次の九件について、結論を出し、最終日の本会議で決定しました。

◎採択としたもの

◇吾嬬西公園北側都水道局用地の整備に関する請願
（意見）用地隣接の住民と十分協議の上、願意にそうよう努力されたい。

◇文花小学校校庭の排水施設改修に関する請願
（意見）趣旨にそうよう努力されたい。

◇地下鉄押上駅押上一丁目方面口にエスカレーター設置促進を求める請願
（意見）地下鉄八号線との関連もあろうが、将来趣旨が実現するよう努力されたい。

◇京成電鉄一号踏切の自動化反対に関する陳情
（意見）根本的問題を含め関係機関と協議の上、趣旨にそうよう努力されたい。

◇国民年金特例納付者への保険料貸付制度設置を求める陳情
（意見）区において実施することは財政上困難であるが、趣旨が実現するよう国に働きかけられたい。

◇日雇労働者の夏季一時金に関する陳情
（意見）予算の範囲内で趣旨にそうよう努力されたい。

◎一部採択・一部不採択としたもの

◇保育内容充実に関する請願
一、意見を付して採択した分
○立花団地に保育園の増設
（意見）団地に限定されず、保育園の増設については、なお努力されたい。
二、不採択とすべき分
○障害児一人につき一人の保母の配置（私立保育園については当面障害児三名に一名の保母を）
○文化活動費の補助
（理由）私立保育園に対する当面の措置は別途考慮すべきだが、本文については趣旨にそいがたい。

◇日雇労働者の夏季一時金等に関する陳情
一、意見を付して採択した分
○夏季一時金の支給
（意見）直ちに要望どおり実現することは困難と認めるが予算の範囲内で趣旨にそうよう努力されたい。
二、不採択とした分
○功労金の増額
（理由）趣旨にそいがたい。

◇休日診療所増設等に関する陳情
一、意見を付して採択した分
○休日準夜間診療実施時期の明確化
（意見）関係機関と協議のうえ、趣旨にそうよう努力されたい。
二、不採択とした分
○休日診療所の増設
（理由）現段階においては趣旨にそいがたい。

隅田川のほとり ⑤

隅田川の花火

両国の花火が中止されてから十七年、それが今年復活されることになりました。開催日は、七月二十九日。雨や強風で中止した場合は、翌日の三十日です

隅田川で花火を打上げるようになったのは、通説としては、享保年間（一七一六～一七三六）に日本全国が凶作に見舞れ、江戸ではコレラが大流行したため時の将軍八代吉宗は、死んだ人の供養と病魔退治のため、両国橋を中心にその上流と下流で花火を打上げたのがことの始まりと伝えられ、それ以後両国の花火は江戸の風物詩として庶民の間にとけ込み、幕末の文久三年（一八六三）から八年間と、戦時中昭和十一年から十二年間の二度中止された以外は、昭和三十六年までの二百年以上の間、ほとんど毎年打上げられました

花火というと「玉屋、鍵屋」と並び称されますが、この二つの屋号は共に江戸時代からの花火のしにせ。玉屋は両国橋の上流、鍵屋はその下流で花火を打上げ、そのうでを競いました。町の評判はいつも玉屋の方が良かったのですが、幕末のころ花火を作っている時、うっかり火を出し町を焼いてしまいましたそのため玉屋はつぶれ、それ以後は鍵屋が全盛となりました。

明治になると東京年中行事の一つとなり花火の最盛期。このころの新聞によりますと

「（隅田川の）両岸の提灯は何万という数知れず、両国大橋は勿論両側は爪もたたない見物にて、押倒されるものありころぶものあり、家々には人が充満し、船宿は客の送り迎えにて足を休めるひまもなく」

と花火の人出のすさまじさを書いています。また、あまりの人に両国橋がこわれ多数の人が死亡したということもありました。江戸の庶民に親しまれてきた隅田川の花火も、両国橋あたりに家が密集してきたことなどから昭和三十六年を最後に中止されました。しかし、最近公害防止の努力が実り以前の流れを取り戻してきたことから場所を少し上流にうつし今年は復活されることになりました

隅田川の風景も変わりましたが十七年ぶりの花火、二十九日をお楽しみに。
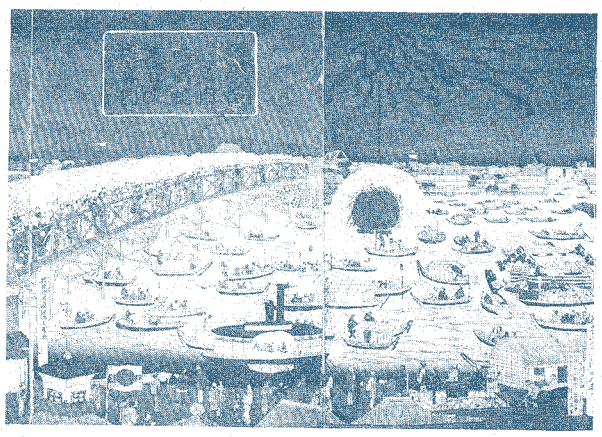
明治時代の隅田川の花火